

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十三号)
(産業創造課)

一 趣旨

埼玉県産業技術総合センターに新たに導入及び更新する試験研究機器に係る使用料及び手数料を定めるとともに、利用実績のない老朽化した機器・試験項目を廃止し、その使用料・手数料の規定を条例から削除するための改正

二 内容

(一) 使用料

次の三点を条例に追加する

- ・ 顕微ラマン分光光度計 一時間 四、〇〇〇円
- ・ マルチミル(食品用) 一時間 四二〇円
- ・ 食品用乾燥機 一時間 一九〇円

次の使用料を改定する

- ・ 接触角測定装置 一時間 六八〇円

(二) 手数料

次の三点を条例に追加する

- ・ 顕微ラマン分光光度計による分析
試料分析 一試料一測定 九、八二〇円
イメージング 一試料一項目 一五、二〇〇円
- ・ ぬれ性試験 一試料 三、三〇〇円

(三) 次の十二点を条例から削除する

使用料

- ・ 蛍光X線膜厚計
- ・ 米粒食味計
- ・ 色差計
- ・ 窒素雰囲気焼入炉
- ・ 電気炉

・ 剥離試験機

手数料

- ・ 膜厚測定 蛍光X線式によるもの
- ・ 雰囲気熱処理試験
- ・ ねじの測定

- ・ 衝撃試験片調製
- ・ 工芸材料試験片調製
- ・ 精密研磨機による調製

三 施行期日

公布の日